

## 平成30年度 事業報告

本会定款第5条に基づき、平成30年度の事業を次のとおり報告する。(第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行った。)

### 1. 医療保険制度の円滑な運営に関する事業

①各保険者との協議会、保険講習会、保険勉強会を開催し、保険部だよりを発行するとともに療養費審査委員会、近畿管区内連絡協議会に出席し受領委任払い制度の維持及び国政の健全な運営に協力、一般県民の健康維持増進に貢献した。

各保険者との協議会：49回 保険講習会：2/17 療養費審査委員会：毎月

②近畿ブロック保険対策委員会、保険研修会に出席、及び日整、近畿ブロックの保険事業に協力し、社会保険制度の健全な運営に貢献した。

近畿ブロック保険対策委員会：9/15、1/5

### 2. 柔道整復学の研究に関する事業

①学術研究会、学術勉強会、論文勉強会、症例検討会、学術研究発表会を開催及び他府県の学術講習会に出席し、柔道整復学の向上を図り、一般県民の健康維持増進に貢献した。

学術研究会：7/22、9/22、10/13、12/1、3/23

学術勉強会：11/25、2/17、3/17

論文勉強会・症例検討会：6/16、10/13

学術研究発表会：2/17

接骨医学会：11/17、18

他府県講習会：6/10、8/19、9/16、10/21、10/28、1/27、2/3（奈良、兵庫）2/24

講師講演会：11/25、2/17

②近畿学術委員会、近畿超音波画像観察小委員会に出席し、近畿ブロックの運営に協力、一般県民へ更なる良質な施術提供に努め、技術の研鑽を図った。

5/19、7/28、9/29、3/2

③公益社団法人日本柔道整復師会第43回近畿学術大会兵庫大会の開催に参加協力し、近畿ブロックでの柔道整復学の向上を図り、一般県民の健康維持増進に貢献した。

10/21

### 3. 柔道整復術の普及啓発及び柔道整復師の資質向上に関する事業

①臨時広報誌、かわら版を発行し、一般県民に受益の機会を設け、定期的に広く情報を発信した。

臨時広報誌：8月、1月

かわら版：1月

②ホームページを随時更新し、広く一般に情報を公開した。

随時

③生涯学習研修会を開催し、会員の資質の向上を図り地域に貢献した。

生涯学習研修会：10/1

④新規入会会員に対して指導を行い、新規入会者を養成することで、公益事業に資する人員育成を行い、地域に貢献した。

随時

### 4. 県民の保健福祉推進を図る事業

①支部活動、救護・トレーナー活動、健康運動指導を支援及びテーピング講習会を開催し、ボランティア活動を通じて地域に貢献した。

救護：19回

運動：（6/29、9/28、12/21、3/15）

テーピング講習会：6/17、8/2、9/22、11/15、11/16、2/18

### 5. 県民の体位向上に関する事業

①第30回和歌山県柔道整復師会少年柔道大会、第1回形競技会を主催し、広く県下の青少年に競技大会参加の機会を付与し、青少年の健全な育成を行った。

6/17

②第27回日整全国少年柔道大会・第42回日整全国柔道大会への協力及び近畿ブロック柔道担当者会議に出席、一般国民に対して、柔道競技を通じて心身の健全な発達に寄与、豊かな人間性を涵養することを目的とし、日整、近畿ブロック主催の柔道大会の運営に協力した。

近プロ柔道大会実行委員会：5/12

近プロ柔道担当者会議：12/3

近プロ柔道大会：7/29

日整全国柔道大会：10/7

近プロ柔道合同練習会：12/23

③和柔整柔道倶楽部を運営し、柔道の指導を通じ青少年の健全な育成に貢献した。

随時

### 6. 会員の福祉の増進及び相互扶助に関する事業

①敬老の慶祝、物故会員の供養を行い会員の福祉の増進及び相互扶助を図った。

敬老：4名

物故：4名

### 7. その他本会の目的達成のため必要な事業

①支部長会等を通じて、執行部と支部の連携を深め、会員と交流し、また、組織強化を図ることで組織基盤を安定させ社会に貢献した。

支部長会：6/3、8/4、11/25、2/17

会員との意見交換会（未来会議）：3/9

②日整代議員会、理事会及び近畿ブロック理事会、評議員会に出席し、日整及び近畿ブロックの運営に協力した。

日整理事会：4/22、6/8、7/28、9/28、11/17、1/25、2/23、3/22

近プロ理事会・評議員会：4/15、5/14、1/21、2/24

日整日本柔道整復師会社団法人設立65周年記念式典：3/7

③規程の見直しについて検討した。

随時

④危機管理について協議した。

随時

⑤福祉に関して行政と協議した。

随時

⑥公益法人の申請及び運営について協議した。

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。  
平成31年4月 公益社団法人 和歌山県柔道整復師会